

支出項目の区分の変遷

1. 政治団体の政治活動に要する経費の支出項目の区分

(1) 昭和23年（新規制定時）

昭和23年の政治資金規正法の新規制定時においては、会計帳簿及び収支報告書の様式は、全国選挙管理委員会が定めることとされていた。

会計帳簿においては、金銭支出と金銭以外の支出とを分類して記載すること以外は、支出項目の区分が存在しなかった。

収支報告書においては、金銭、不動産、その他の財産上の利益、物品、支出の約束に区分し、さらに支出の総計を一件千円以上の支出の合計と一件五百円以上の支出の合計とに区分することとされていた。

○昭和23年（新規制定時）の会計帳簿の様式

支出簿

月 日	金 額 又 は 見 積			支出の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の 支出の見積 の根拠	備 考
	金銭支出	金銭以外の支出	合計		住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は 団体名	職業		
合 計									

備考

- 一 この帳簿は、政党、協会その他の団体及びその支部を通じて同一様式とする。
- 二 金銭の支出をしたときは「金額又は見積」欄中「金銭支出」の欄にその支出の金額を記載し、財産上の義務を負担し又は建物、船車馬、飲食物その他の金銭以外の財産上の利益を使用し若しくは費消したときは「金銭以外の支出」の欄にその義務又は利益を時価に見積つた金額を記載するものとし、その都度併せて合計を記載するものとする。
前項の場合「金銭支出」と「金銭以外の支出」とはこれを別行に記載するものとする。
- 三 「支出の目的」の欄には、支出の目的、種別、員数等を明記するものとし、種別としては、「何何代金」、「謝金」、「旅費」、「家屋贈与」、「債務引受」等の区別を記載するものとする。
- 四 支出が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」欄にその員数、金額見積の根拠等を記載するものとする。
- 五 支出中金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束については、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載するものとする。
- 六 政治資金規正法第十条の明細書の提出のあった支出については、その整理番号を「備考」欄に記載するものとする。
- 七 政治資金規正法第十三条及び第十四条の規定により提出する報告書に記載すべき支出については、その旨を「備考」欄に記載するものとする。
- 八 帳簿は、毎年四月三十日、八月三十一日及び十二月三十一日現在で締め切り、会計責任者において署名捺印するものとする。
- 九 前各号に定めるものの外、会計責任者において必要と認める事項を記載することを妨げない。
- 十 帳簿は、横書としても差しつかえない。

○昭和23年（新規制定時）の収支報告書の様式

支出の部

区 分	金 銭	不 動 産	その他の財 産上の利益	物 品	支出の約束	計	累 計
総 計							
一件千円以上の 支出の合計							
一件五百円以上 の支出の合計							

(内訳)

月 日	金 額 又 は 見 積			支出の 目 的	支 出 を 受 け た 者			備 考
	金銭支出	金銭以外の支出	合計		住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は 団体名	職業	
合 計								

備考(抄)

二 「収支対照表」には、すべて一月一日からの累計を記載しなければならない。

「寄附の部」及び「支出の部」には、それぞれ前回に届け出た後になされた寄附及びその他の収入並びに支出を記載するものとし、異動がないときは、これを省略することを妨げない。

四 「収入の部」の記載については、第一号様式「収入簿」備考中二、三、五、九及び十の例により、「支出の部」の記載については、同号様式「支出簿」備考中二、三、五、九及び十の例によるものとする。

参考

第一号様式

備考(抄)

二 金銭の支出をしたときは「金額又は見積」欄中「金銭支出」の欄にその支出の金額を記載し、財産上の義務を負担し又は建物、船車馬、飲食物その他の金銭以外の財産上の利益を使用し若しくは費消したときは「金銭以外の支出」の欄にその義務又は利益を時価に見積つた金額を記載するものとし、その都度併せて合計を記載するものとする。

前項の場合「金銭支出」と「金銭以外の支出」とはこれを別行に記載するものとする。

三 「支出の目的」の欄には、支出の目的、種別、員数等を明記するものとし、種別としては、「何何代金」、「謝金」、「旅費」、「家屋贈与」、「債務引受」等の区別を記載するものとする。

五 支出の中金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束については、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載するものとする。

九 前各号に定めるものの外、会計責任者において必要と認める事項を記載することを妨げない。

十 帳簿は、横書としても差しつかえない。

(2) 昭和27年改正

昭和27年の政治資金規正法の改正により、会計帳簿及び収支報告書の様式は、総理府令で定めることとされたが、様式に大きな変更はなかった。

(3) 昭和50年改正

昭和50年の政治資金規正法の改正により、会計帳簿及び収支報告書の様式が大幅に変更され、支出項目の区分も含め、現行の会計帳簿及び収支報告書の原型ができた。

なお、政治活動費の分類項目について、「詳解政治資金規正法」において、「経験的にみると、政治団体である以上、おのずから共通のものが存在し、それぞれの項目の名称に多少の相違はあっても、性質的には同じカテゴリーに属するものが少なくない。……いわば経験的にみた最大公約数的な分類項目である」(山本武(昭和50年)「詳細政治資金規正法」ぎょうせい)との解説がある。

2. 選挙運動経費に係る会計帳簿の支出項目の区分

(1) 会計帳簿の作成義務

公職選挙法上、出納責任者は、会計帳簿を備え、選挙運動に関するすべての支出を記載しなければならないこととされている。

(2) 支出項目の区分の変遷

選挙運動経費に係る会計帳簿においては、人件費、家屋費（選挙事務所費、集合会場費等）、通信費、交通費、印刷費、広告費、文具費、食料費、休泊費、雑費に分類して記載することとされており、この支出項目の区分は、昭和23年の新規制定時（政治資金規正法で規定）から現在（公職選挙法で規定）に至るまで基本的に変更されていない。

○昭和23年（新規制定時）の会計帳簿の様式

支出簿

月 日	金額 又は 見 積			支出の 目 的	支 出 を 受 け た 者			支出者 の氏名	金銭以外の 支出の見積 の根拠	備 考
	金銭支出	金銭以外の支出	合計		住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は 団体名	職業			
合 計										

備考（抄）

二 帳簿には(一)立候補準備のために支出した費用、(二)出納責任者の支出した費用、(三)候補者の支出した費用、(四)候補者又は出納責任者でない者の支出した費用の四科目の口座を設けて（又は各々分冊して）記載し、更にその各口座ごとに費目の区別に従い(一)報酬、(二)家屋費、((イ)選挙事務所費(ロ)集合会場費等)、(三)通信費、(四)船車馬賃、(五)印刷費、(六)広告費、(七)筆墨紙費、(八)休泊費、(九)飲食物費、(十)雑費の十科目の口座を設けて記載するものとする。

○現行の会計帳簿の様式

支出簿

月 日	金額 又は 見 積 額			支出の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の 支出の見積 の根拠	支出をした者の別	備 考
	金銭支出	金銭以外の支出	合計		住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は 団体名	職業			
合 計										

備考（抄）

2 この帳簿には、(一)立候補準備のために支出した費用 (二)選挙運動のために支出した費用の二科目を設けて（又は各々分冊して）記載し、「支出をした者の別」の欄に、出納責任者の支出、候補者の支出、その他の者の支出の別を明記するものとする。

3 この帳簿の各科目には、(一)人件費 (二)家屋費 ((イ)選挙事務所費 (ロ)集合会場費等) (三)通信費 (四)交通費 (五)印刷費 (六)広告費 (七)文具費 (八)食料費 (九)休泊費 (十)雑費の費目を設けて、費目ごとに記載するものとする。

3. 選挙運動費用収支報告書の支出項目の区分

(1) 選挙運動費用収支報告書の作成義務

公職選挙法上、出納責任者は、選挙運動に関するすべての支出を記載した選挙運動費用収支報告書を作成しなければならないこととされている。

(2) 支出項目の区分の変遷

昭和23年の新規制定時の選挙運動費用収支報告書は、政治資金規正法に規定されており、金銭支出と金銭以外の支出とを分類して記載すること以外は、支出項目の区分が存在しなかった。

昭和25年の公職選挙法制定に伴い、選挙運動費用収支報告書に関する規定は公職選挙法に移し替えられ、昭和27年に様式が定められた。この際、金銭支出と金銭以外の支出との分類に加え、立候補準備のための支出と選挙運動のための支出とを分類することとされ、さらに昭和28年の改正により、会計帳簿と同様の費目ごとに記載することとされた。

平成20年の公職選挙法施行規則改正に伴い、従来の様式に加え、公費負担の対象となる一部の支出項目については、公費負担相当額を記載することとされた。

○昭和23年（新規制定時）の選挙運動費用収支報告書の様式

支出の部

月 日	金 額 又 は 見 積			支出の 目 的	支 出 を 受 け た 者			備 考
	金銭支出	金銭以外の支出	合計		住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は 団体名	職業	
計								
累 計								

備考（抄）

三 「収入の部」の記載については、第三号様式「収入簿」備考中二、三及び五乃至七の例により、「支出の部」の記載については同様式「支出簿」備考中三、四及び六乃至八の例によるものとする。

参考

第三号様式

備考（抄）

三 金銭の支出をしたときは「金銭又は見積」欄中「金銭支出」の欄にその支出の金額を記載し、財産上の義務を負担し又は建物、船車馬、飲食物その他の金銭以外の財産上の利益を使用し若しくは費消したときは「金銭又は見積」欄中「金銭以外の支出」の欄にその義務又は利益を時価に見積つた金額を記載しその都度併せて合計を記載するものとする。

前項の場合「金銭支出」と「金銭以外の支出」とは、これを別行に記載するものとする。

四 「支出の目的」の欄には、支出の目的、種別、員数等を明記するものとし、種別としては「何何代金」、「謝金」、「旅費」、「家屋贈与」、「債務引受」等の別を記載するものとする。

六 支出の中金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束についてはその旨、並びに履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載するものとする。

七 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することを妨げない。

八 帳簿は、横書としても差しつかえない。

○昭和 28 年改正後の選挙運動費用収支報告書の様式

支出の部

月 日	金額又は 見積額	区分	支出の 目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の 見積の根拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は 団体名	職業		
計	立候補準備の ための支出							
	選挙運動の ための支出							
	計							
前回計	立候補準備の ための支出							
	選挙運動の ための支出							
	計							
総 額	立候補準備の ための支出							
	選挙運動の ための支出							
	総 計							

備考(抄)

3 支出の部中「区分」の欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記するものとする。

5 収入の部の記載については第三十号様式収入簿の備考中 2 から 6 までの例により支出の部の記載については同様式支出簿の備考中 3 から 7 までの例によるものとする。

参考

第三十号様式

備考(抄)

3 この帳簿の各科目には、(一)人件費 (二)家屋費 ((イ)選挙事務所費 (ロ)集会会場費等) (三)通信費 (四)交通費 (五)印刷費 (六)広告費 (七)文具費 (八)食料費 (九)休泊費 (十)雑費の費目を設けて、費目ごとに記載するものとする。

○現行の選挙運動費用収支報告書の様式

支出の部

月 日	金額又は見積額	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	備考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業		
計	立候補準備のための支出							
	選挙運動のための支出							
	計							
前回計	立候補準備のための支出							
	選挙運動のための支出							
	計							
総額	立候補準備のための支出							
	選挙運動のための支出							
	総計							
支出のうち公費負担相当額	項 目		単 価 (A)		枚 数 (B)		金額 (A) × (B) = (C)	
	選挙運動用通常葉書の作成		円		枚		円	
	ビラの作成		円		枚		円	
	ポスターの作成		円		枚		円	
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成		円		枚		円	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		円		枚		円	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成		円		枚		円	
	計						円	

備考 (抄)

- 4 支出の部中「区分」の欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記するものとする。
- 5 支出の部中「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載するものとする。ただし、各項目において二以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載するものとする。
- 7 収入の部の記載については第三十号様式収入簿の備考中2から6までの例により、支出の部の記載については同様式支出簿の備考中3から9までの例によるものとする。

参考

第三十号様式

備考 (抄)

- 3 この帳簿の各科目には、(一)人件費 (二)家屋費 ((イ)選挙事務所費 (ロ)集会場費等) (三)通信費 (四)交通費 (五)印刷費 (六)広告費 (七)文具費 (八)食料費 (九)宿泊費 (十)雑費の費目を設けて、費目ごとに記載するものとする。

【参考】政治資金規正法と公職選挙法の規定内容の変遷

